

平成 2 3 年 1 月 2 4 日

サンダイコー株式会社
代表取締役 寺尾 純 様

京都市長 門川 大作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成 2 2 年 6 月 3 0 日付けで届出のあった大規模小売店舗について大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンダイコー京北店
京都市右京区京北周山町馬場瀬 1

2 法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後は、法第 1 0 条に規定するところにより、また、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行うとともに、新たに届出事項の変更が生じた場合は遅滞なく届出を行いながら、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画区域外となっており、店舗北側には更地を隔てて事業所、東側には国道162号（周山道路）を隔てて丘陵地、南側には国道477号を隔てて右京区役所京北出張所、西側には里道を隔てて弓削川がある。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、意見は出されなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

店舗面積の増加により、一日当たりの総来店客数が増加し、駐車場及び駐輪場の利用者が増加すること、廃棄物等の排出量が増加することが予想される。

(1) 駐車場の利用者の増加について

営業実績から、駐車場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

(2) 駐輪場の利用者の増加について

営業実績から、駐輪場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

(3) 廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量及び予測によれば、現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。